

「東京都環境影響評価制度の見直し 中間のまとめ」への意見の内容と意見に対する東京都環境影響評価審議会の考え方

1 施設更新時等の手続の明確化に関すること

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
<p>3 ページ</p> <p>環境への影響を考慮すると、高架、橋梁等の道路又は鉄道等について、橋脚、桁等の除却を行う更新をする場合、対象事業とすることが適当である。</p>	<p>道路構造物の安全や施設の保全のために行う防護柵や遮音壁や床版等の取替工事は含まれないことを明確にされたい。</p> <p>道路構造物の安全や施設の保全のために行う防護柵や遮音壁や床版等が「橋、桁等」の「等」に含まれないことを明確にされたい。</p> <p>「桁等」の「等」は何かを明確にされたい。</p>	<p>御意見のとおり、安全や施設の保全のために行う防護柵、遮音壁や床版等の取替工事は、中間のまとめで、更新の要件について新設等と同じ形態の行為であるという考え方を採用したことを踏まえれば、橋脚、橋台又は桁の除却に伴って取り替える場合を除き、道路の更新には含まれないものと考えます。</p> <p>中間のまとめで示した、高架、橋梁等の道路又は鉄道等の更新の考え方について、より範囲を明確にするため、「橋脚、桁等」を「橋脚、橋台又は桁」に修正します。</p> <p>また、更新に含まれないものの範囲について、代表的なものを例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>
<p>1 ページ</p> <p>施設の更新時に、手続を行う必要がある理由</p> <p>①施設の更新は、解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあること。</p>	<p>「施設の更新」を新たに定義するよりも、「施設の解体」を対象とすべきと考える。</p> <p>今回の中間のまとめにおいて、「解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもある」とある。</p> <p>それであるなら、直接的に「解体工事」を対象とした方が分かりやすいと思う。</p> <p>例えば、大規模な工場敷地内において、一部の工場施設を解体し工場用途以外の用途（事務用途等）に転換する事業の場合、敷地内に工場用途が残っていれば、新しい考え方では「施設の更新」となるが、工場による環境影響は従前よりも小さくなるのが明らかなので、これは、供用後の工場用途としての環境影響予測を行う必要はないと思う。</p> <p>逆に、「解体」が対象であれば、新築する建物がどのような用途であっても、影響が大きいとされている解体工事そのものを影響評価することができる。</p> <p>今回の中間まとめで想定している「更新」は新たに定義される「解体」とこれまでの「新築」と組み合わせれば対応可能であるし、上記のように「解体」のみでも環境影響予測ができる。</p>	<p>環境影響評価審議会は、都知事の諮問趣旨のとおり、より適正かつ円滑に制度を運用するためには、施設の更新が対象になることを明確化する必要があると考えており、考え方を中間のまとめにお示ししました。</p> <p>御意見をいただいた解体工事については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでも解体工事を含めて環境影響評価を行っています。今後も適切に制度を運用していくべきと考えます。</p> <p>なお、大規模な工場敷地内において、一部の工場施設を解体し、工場用途以外の用途（事務用途等）に転換する場合、必ずしも、工場による環境影響が従前よりも小さくなるのが明らかであるとはいえないと考えます。</p>
	<p>「東京都環境影響評価技術指針」の「解説」において、「対象事業のうち、新築、新設、設置等の対象事業で事業の実施前までに行う解体工事に伴う環境影響要因については、抽出する必要はない。」とされているが、「更新等」の場合も同様に「解体」による影響は予測・評価の対象とせず、アセス手続中に既存施設の除却は可能か。</p>	<p>「更新等」の場合、必ず解体があるため、解体工事を含めて環境影響評価を行うこととなります。また、「新設等」については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでと同様に解体工事を含めて環境影響評価を行うこととなります。</p>
	<p>敷地内に複数棟の施設を有する工場において、1棟を解体した後、解体後の空き地に施設を設置する場合、「増設等」又は「更新等」のどちらに該当するかの判断基準を明記していただきたい。</p>	<p>御意見の「工場において1棟を解体した後、解体後の空き地に施設を設置する場合」について、解体と設置を一体で行わない場合は増設の要件に該当します。一方、一体で行う場合は、除却する施設の建築面積と除却後に設置する施設の建築面積によって増設又は更新の要件に該当します。</p> <p>東京都は、増設や更新の要件の該当判断の代表事例を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
	<p>敷地内に既存建築物が存在する土地において</p> <p>①「高層建築物の設置」や「住宅団地の設置」を計画する場合、既存建築物の除却が必要となる。東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）改正後では、このように既存施設の除却が必要な事業は、全て「更新等」と判断されるのか。</p> <p>②除却する施設の用途と新設する施設の用途が異なる場合（例えば、工場を閉鎖して、集合住宅を建設する）には、除却行為があっても、「新築等」と判断されるのか。</p> <p>③既存施設の所有者と将来新築する事業者が異なる場合は、「新築等」と判断されるのか。</p>	<p>中間のまとめに示した更新の定義を踏まえた見解は、次のとおりです。</p> <p>①例えば、高層建築物を除却し、対象事業に係る施設として同一である高層建築物に建て替える場合は、更新等に該当します。</p> <p>②例えば、工場施設を除却し、対象事業に係る施設として別である住宅団地を設置する場合は、新設に該当します。</p> <p>なお、解体工事と一体の計画であれば、解体工事も環境影響評価対象になります。</p> <p>③事業者が異なるかどうかは、判断の要件ではありません。事業の内容によって判断します。</p>
	<p>「高層建築物の設置」や「住宅団地の設置」のように、「新築等」と「更新等」の適用規模条件が同じ事業において、「新築等」と「更新」で、手続を進める上で違いはあるのか。あるのであれば明確にしてほしい（例えば環境影響要因における「解体工事」の扱いなど）。</p>	<p>新設等と更新等の手続を進める上での違いは、「更新等」については、必ず解体があるため解体工事を含めて環境影響評価を行うということであり、これ以外の点での違いはありません。</p>
	<p>更新対象事業について、中間まとめでは整理しつくされていないように思われる。現制度において対象事業として「増設」が規定されているものが、「更新」の対象ともなるとするのが妥当と感じられる。また、事例による検証が必要ではないか。</p>	<p>条例の対象事業の全てについて、それぞれ更新の要件を新たに定めるという視点で見直しており、中間のまとめは、その考え方を整理したものです。</p> <p>なお、住宅団地や高層建築物など現制度に「増設」の規定がないものでも「更新」の対象とすべきと考えており、原案のとおりといたします。</p>
	<p>過去にアセス対象であった事業については、複数の新築事業をまとめた規模で対象案件とみなすものなど、事業者、施設が法的な取扱いと整合しない場合があると思われる。このような場合の取扱い等についても、整理をする必要があると考える。</p>	<p>過去に環境影響評価手続が行われ、その場所で新たな事業計画がある場合、過去に行った環境影響評価手続の規模にかかわらず、条例及び施行規則の適用時における事業計画を踏まえて、対象規模を判断することになります。</p>

2 事業内容等変更時の手続要件の明確化に関すること

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
<p>5ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>①当該基本的な諸元の増加が10%未満である変更</p>	<p>「変更届が不要となる場合」において、「当該基本的な諸元の増加が10%未満である場合」に加えて「減少する場合」を追加すべきと考える。基本的な諸元が減少すれば環境影響は減少することが明らかであると考えられるためである。</p>	<p>「基本的な諸元の増加が10%未満」の中に御意見の「減少がある」ことを含むことを想定していましたが、明確な表現ではありませんでした。御意見を踏まえ、変更届を不要とする要件に、基本的な諸元が減少する場合を追加します。</p> <p>なお、基本的な諸元が減少する場合、必ずしも、環境影響が減少することが明らかとはいえないと考えます。</p>
<p>5ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>③対象事業の変更のうち、工期の変更がないもの</p>	<p>「工期の変更がないもの」ではなく、「工期の短縮を行わないもの」に修正すべきと考える。同一の工事量であるなら、工期が延びれば、ピーク時における工事による環境影響は減少する方向になると考えられるためである。</p>	<p>同一の工事量であるなら、工期が延びればピーク時における工事による環境影響は減少する方向になるとは、必ずしもいえないと考えます。</p> <p>工期の変更があれば、これまでも変更届の提出を受け、条例に基づき公表しています。</p> <p>工期の変更は事業内容の変更として広く周知すべき重要な事項の一つであるため、③の要件は、原案のとおりといたします。</p>

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
<p>5 ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>④対象事業の変更によって、次のアからエまでの括弧内の事項をいずれも変更する必要がない変更 (ア～エ省略)</p>	<p>環境影響評価図書の「予測・評価の内容」に変更がないかどうかを判断するのに、変更後の予測評価の見直し作業が必要となるので、事業者側の作業量は変わらないと思う。この項目は削除すべきと考える。</p> <p>基本的な諸元のみで変更届の有無を判断すべきであり、予測評価の見直し作業を行うことになれば、事業者側の負担は変更届手続の有無でも全く変わらない。</p> <p>予測評価の見直し作業を行っても、協議の結果、変更届として提出不要となると、事業者からコンサルタント等に委託発注する際に設定する「成果物」をどうすればよいか、混乱するおそれがある。（「変更届」を成果物として委託契約を締結することができない。）</p>	<p>条例では、事業内容を変更しようとするとき知事に届け出なければならないと定めています。また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがあります。</p> <p>基本的な諸元が 10%以上増加しない場合でも、予測や評価の内容が変わることがあり、環境影響の変化の程度によっては手続の再実施を判断することになるため、④の要件は重要なものであり、原案のとおりといたします。</p> <p>東京都は、変更届に係る予測評価の見直しが必要となる代表事例を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>
<p>5 ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>①～④</p>	<p>①は、手続の「再実施」の判断基準として説明され、「主要な諸元」が 10%増加すると例示されているように、これまでの変更の事例からすれば、極めて大きな変更の範疇であると考えられる。また、「主要な諸元」は対象事業の規模要件やそれに類する主要諸元となっており、今後制度見直しの中で検討され、条例規則等で示されるようなものと思われる。</p> <p>②は、手続上の関係地域の問題であり、周知手続上の問題と理解される。</p> <p>③は、影響の程度とは直接関係ないものと思われる。</p> <p>④はこれまでの「変更届」の必要性を検討する上での従来の判断基準に近い考え方と思われる。</p> <p>条例の対象規模要件、あるいは、環境影響評価法施行令別表 2、3 で示されるような変更に係る事業諸元（以下「主要な諸元」という。）と異なり、予測に当たって設定される諸条件（例えば、条例の高層建築物の場合、施工計画の諸元（建設機械の台数・配置、工事用車両の台数やルート等）、熱源設備の仕様や関連車両の台数やルートなど、細々した事業計画の内容変更が対象となると考えられる。</p> <p>環境影響評価法は「変更届」の手続がなく、「再実施」のみが計画の変更に対しての手続である。これに対して、条例では 62 条に「変更届」、63 条で「再実施」の規定があり、変更のうち影響が極めて大きい場合に「再実施」の対象となる手順となっていると解釈される。</p> <p>特に、条例では事業段階アセスとして精度の高い事業計画に基づいており、詳細な東京都環境影響評価技術指針と条例 3 条等に基づく適切な指導の下、予測評価を実施していることから、再実施した例はほとんどなく、①に該当するような変更はほとんど実績がないのではないかとと思われるので、①～④を同列の基準のように扱うのは適切でないと思われる。</p> <p>以上のことから、③、④は「変更届」の必要性に係る判断基準の根拠、①、②は「再実施」の必要性に係る判断根拠（「再実施」を検討する必要があるかどうかの判断根拠）と考えて、制度を整理することがより分かりやすくなるものとする。</p>	<p>条例では、事業内容を変更しようとするとき知事に届け出なければならないと定めています。また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがあります。</p> <p>中間のまとめ 5 ページのフロー図のとおり、条例では、変更届の提出後に手続の再実施の適否を判断する流れになっています。</p> <p>事業内容等変更時の手続要件の明確化に関して、ここでは最初の段階である変更届の提出時の要件について示しています。①から④までの全ての要件が必要であると考えられることから、原案のとおりといたします。</p>

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
<p>1 ページ</p> <p>本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。</p>	<p>「中間まとめ」 p.3 の変更時の手続要件の明確化の「現状と課題」において、「軽微な変更の要件」について具体的な定めが必要としているが、①～④の要件が示されたものの、再実施について要件、手続等は具体的に記載されている反面、「変更届」の必要の有無の判定をどのようにするのかについて、明確に示されていないように思われる。今後の検討により明らかにされることになるかと思われるが、次の点を指摘したいと考える。</p> <p>1) 変更届提出可否の判断に対する手続について</p> <p>これまで、基本的には事業者の発意により、東京都の助言、指導を受けつつ、最終的には事業者による判断の形として実施してきたと考える。</p> <p>これに対して、中間まとめで①～④の判断基準が示されていたが、だれがどのように判断するかは明確になっていない。</p> <p>なお、新たに設定される①、②の基準に該当するもの以外は、これまでどおりの手順でよい（審議会の意見の聴取は不要）と考えるが、そこを明確にしていきたい。</p>	<p>御意見にあるとおり、変更届提出の可否の判断は、これまでどおり事業者に判断していただくこととなります。</p> <p>変更届は、中間のまとめ5ページに示す①から④までの全ての要件に該当すれば提出が不要であり、一つでも該当しなければ提出する必要があります。</p> <p>なお、変更届が提出された場合、知事は、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴き、事業内容の変更による手続の再実施を判断することとなります。</p> <p>変更届提出以後の手続の流れは現行制度のとおりです。</p>
<p>3 ページ</p> <p>変更届の提出は、事業者にとって一定の負担を伴うため、届出を不要とする要件を明確化することが必要である。</p>	<p>2) 事前予測の必要性について</p> <p>変更届の必要性の有無の判断に際して、④や②の判断をするために、事前の予測が必要となるのではないかと懸念する見方がある。</p> <p>「本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。」と中間まとめの1ページにありながら、変更届が不要であることを明らかとするために、再予測をするということは本末転倒であり、これを前提とした制度は考えにくいと思われる。</p>	<p>条例では、事業内容を変更しようとするとき知事に届け出なければならないと定めています。また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがあります。</p> <p>基本的な諸元が10%以上増加しない場合でも、予測や評価が変わることがあり、環境影響の変化の程度によっては手続の再実施を判断することになるため、④の要件は重要なものと考えます。</p> <p>なお、②の要件は、事業地の拡大等の事実によって変更届の可否を判断できるケースと考えます。</p>
<p>5 ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>①～④</p>	<p>これまでの変更届では、項目ごとに見直し必要性の判断をしたうえで、見直しが必要とされる場合において再予測を行っている。言い換えると、すべての項目において見直しの必要がない場合は、変更届は必要でないというのがこれまでの考え方であったと思われる。したがって、今後も同様の手順が踏まれると考えるが、その場合、一定の判断基準が示されることが望ましいと考える。</p> <p>例えば、工事の施行に際して、以下のような基準が想定される。</p> <p>ア. 大気汚染の場合、建設機械のピーク1年間の排出量に変更前と同程度又はそれ以下の場合、見直しは不要</p> <p>イ. 騒音の場合、建設機械のパワーレベル合成値のピーク値が変更前と同程度又はそれ以下の場合、見直しは不要</p>	<p>東京都市は、変更届に係る予測評価の見直しが必要となる代表事例を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>

3 環境影響評価図書の公表方法の見直しに関すること

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
	<p>手続終了後も、環境影響評価法手続と同様に5年程度は掲載していただきたい。</p> <p>ウェブサイトからダウンロード又は印刷できるようにしていただきたい。</p>	<p>御意見を参考として、図書の掲載期間やダウンロード・印刷の対応について検討する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、環境影響評価審議会答申を踏まえ、東京都で検討していくこととなります。</p>

4 その他

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方
	<p>一般的に、事業スケジュールは中長期に管理しており、条例改正により新たにアセス手続が必要となると、事業の進捗に大きく影響する。改正条例の施行時期をできる限り先延ばしにしていきたい。</p> <p>改正条例が適用されない事業の推進状況の条件、（例えば、改正条例施行の段階において、「建築確認が申請されている」「開発行為29条が申請されている」等）をできる限り早期に公表していただきたい。</p>	<p>改正条例の施行に当たっては、新しい手続について事業者に必要な準備を行っていただくため、適切な周知期間を勘案する必要があると考えます。</p> <p>例えば、条例附則において、施行までに一定の期間を置くとともに、規則で定める評価書案の提出時期を経過している事業については適用しないなどの経過措置を置くことが考えられます。</p> <p>条例の具体的な施行時期や経過措置については、環境影響評価審議会答申後に、東京都で検討していくこととなります。</p>
	<p>「大規模小売店舗立地法」では、「質問及び回答集」を作成し、適宜更新している。その内容は具体的な例を挙げ、分かりやすく解説されている。今回の条例改正に関しても、改正に伴い複雑化する適用事例などを、具体的事例を用いた「質問及び回答集」で解説していただきたい。</p>	<p>御意見にあるとおり、東京都は、事業者が参考にし得る情報を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>
	<p>特定の地域において、同時駐車能力が1000台以上の駐車場整備を伴う高層建築物の新築についても、(1000台を超える)一定の台数までは、第40条第4項の調査計画書の手続の省略の特例を適用していただきたい。</p> <p>今日、都心部における大型複合再開発事業においては、複合用途化に伴い大規模駐車施設を併せて計画するケースが見られる。</p> <p>現状、特定の地域での高層建築物の新築の場合、上記調査計画書の手続は規定の届出を行えば不要とされている。当措置は平成14年の条例改正時、都心部における都市再生を促進させることを目的として設定されたと認識している。</p> <p>しかし、特定の地域における高層建築物の新築であっても、同時駐車能力が1000台以上の駐車場を併せて整備する場合は、条例第40条第4項にある特例を受けることができず、手続上必要とする期間が増加することで、本来目的としていた都市再生の促進を遅らせていると考える。</p> <p>また、駐車場の整備に伴う環境影響は、高層建築物の新築による環境影響範囲に含まれていることが考えられる。</p>	<p>特定の地域に関する御意見であり、中間のまとめの記載に関する事項ではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。</p>